

第 4 5 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 令和 3年 3月 5日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

人事委員会へ提出された、措置要求書について、わかるもの（2021年 2月 25日、受理されたもの。非常勤講師 9人からのもの。）

2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、措置要求書（令和 3年人委（措）第 1号事案）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

次の事項は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人には知られたくないと認められるものであるため

- ・ 代表者の印影
- ・ 要求者の氏名（代表者を除く）、印影及び職員番号

次の事項は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報のうち通常他人には知られたくないと認められるものであるため

- ・ 要求者の所属校
- ・ 要求者の所属校の校長の氏名
- ・ 要求者の所属校の職員の印影

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 事件の経過は、令和 3年 1月27日、実施機関に対して、非常勤教諭 9名（以下「本件要求者」という。）が未払い賃金の支払いなどを求めて勤務条件に関する措置の要求（以下「本件措置要求」という。）を行い、同年 3月 1日、実施機関が同年 2月25日付けで受理をしたことが新聞の記事に掲載されたものである。

(2) 本件審査請求において、審査請求人は、学校名を公開することによって所属校の全職員の中の誰かと思われることはあっても、個人の特定には至らないと主張する。

しかしながら、本件行政文書には、労働基準監督署に対して未払い賃金の支払いを求めた者（以下「本件申告者」という。）に関する記載があるが、本件公開請求において学校名を公開すると、本件申告者が名古屋市（以下「本市」という。）に設置されている 112校（令和 3年 4月時点）の中学校のうち特定の中学校の非常勤教諭に限定されてしまい、非常勤教諭は各学校に少数人しか配置されていないことから、本件申告者が特定されてしまう可能性が極めて高く、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

(3) また、審査請求人は、学校名は通常他人に知られたくない情報には該当しないと主張する。

確かに、学校名のみであれば、通常他人に知られたくない情報には該当しないようにも考えられる。しかし、本件行政文書においては、学校名を公開することにより、本件申告者の特定と相まって、本件申告者が賃金の支払いについて本市教育委員会とトラブルになっていること、賃金の支払いを求めて労働基準監督署に申告したことなどが明らかになる。そのような事情を背景とすれば、一般人の感受性を基準として、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当する。

したがって、学校名は条例第 7条第 1項第 1号に該当するのであり、その他の審査請求人の主張についても本件処分を覆すものではない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

行政文書一部公開決定を取り消す（学校名の公開を求める）。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で

主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 学校名は、通常他人に知られたくない情報には該当しない。所属する職員全員の名前が明らかになることはあるが、本件行政文書の内容に問題になるところはない。仮に全職員の中のだれかと思われることはあっても、個人の特定にいたらない。
- (2) 措置要求は、勤務時間に関するものであり、公務員の職務の時間については公開されることが原則であるという認識であるので、学校名が明らかになったからといって、問題はない。
- (3) 労働基準監督署が教育長と学校長に是正勧告書・指導票を交付とあるが、この場合教育長は特定できるが、学校名が黒塗りであり平等に欠ける。
また、この場合の学校名は、（校長名も特定されることになる）事の重大性から公表されるべきものであり、黒塗りにされることが問題である。
- (4) 本件公開請求でなかったら、と考えると、学校名は公表されても学校自体には問題がないことは明らかである。学校名のみの公表に問題があるとはいえないということである。その学校にどのような職員がいるかについても、公表されていることであり、職員名と一緒に公開されることも問題はない。今回は、平常時において、特段の理由等があり公開されない場合がどのような場合か、実施機関と請求者の、見解の相違があるということであり、その点を明確にしたいと考えている。少なくとも、学校名は、公表されるべきである。基本的には、学校名、職員名は一緒に公開されるべきである。
- (5) 今回の事案で、措置要求書が提出されたということで、学校名が出せないということである。学校名が出されたら、職員名が特定されるということである。学校名が明らかになったら、職員名が明らかになるかどうかは、職員がどのような形で、特定されるかどうかは、請求人には不明である。実施機関において、説明がなされたら理解できるのかもしれない。措置要求書が提出されたら、少なくとも該当する学校長は、調査等がなされる段階で、学校名、職員名を知ることができる。同様に、実施機関にも、学校名と職員名が明らかとなる。
- (6) 賃金の支払い「トラブル」という表現を使用されていることからすると、実施機関は、措置要求書を提出した職員に対して、マイナス評価をしているのではないかと受け取った。しかしながら、賃金の支払いを求めているということが、求めている職員について言えば、本質は「トラブル」とい

うマイナス評価にはならない、まったく問題にならないということは明らかである。

(7) 本件行政文書の学校長は、問題点の責任を問われる管理職である。学校名が明らかになると校長名も明らかになるといえる。逆に、学校名が明らかにならないということは、校長名も公表されないということである。

実施機関の弁明では、本件申告者が特定されるという主張であるが、職員が職員の名前を、通常他人に知られたくないという以前に、知られたくない、実施機関や学校長等にすでに知られていることは明らかである。あえて職員のためという理由で、学校名を非公開にしていることは、本件措置要求で問題点があると指摘されている、学校長名を非公開にしていることでもある。

(8) 実施機関の見解は、賃金の支払いで「トラブル」（弁明書）になっているからということである。本件措置要求において賃金の支払いで、職員「トラブル」ということが言えるかどうかということである。トラブルということは、マイナスイメージであり、関係する職員にとって、公表されることは、マイナスに作用するという実施機関の考えのようである。あえていうなら「トラブルメーカー」職員というマイナスイメージが横行したら、だとすると、措置要求書を提出した上に、「トラブルメーカー」の風評が、横行することが、予想される。実施機関の中では、そのようになっているのかと問題と疑問を感じる。実施機関に問題があるということが、いえるということである。本来、職員が、名前を知られることになって、実施機関が危惧するような、知られたくないという情報に該当するかということである。不利益なことが起きるかということである。

(9) 他の情報と照合、とあるが、実際にどのような情報と照合すると特定の個人を識別することができるのか不明である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書に含まれる本件要求者が所属する中学校名（以下「本件情報」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 措置要求について

措置要求は、職員が地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第46条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう行う要求である。

4 本件行政文書及び本件情報について

本件行政文書は、令和 3年 1月27日に名古屋市立中学校の非常勤教諭 9名が未払い賃金の支払いなどの勤務条件に関する措置を求め実施機関へ提出した措置要求書であり、本件要求者の氏名、代理人の氏名及び連絡先、未払い賃金の支払いや勤務条件に関する要求事項とその要求理由及び交渉経過などが記載されている。

なお、本件要求者のうち、代表者A以外の 8名の氏名は非公開となっているが、代表者Aの氏名は公開されている。

本件情報は、本件行政文書の交渉経過の概要に記載された本件要求者の所属する学校名である。

5 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることと定めるものである。

また本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点からこれらを公開することとしているが、当該公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開とすることとしている。

(2) 本件情報について

本件情報は、本件行政文書の交渉経過の概要の中で、労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付された中学校として記載されているのみで、それが本件要求者の所属校であるか否かは本件行政文書から伺い知ることができるとまではいえない。

しかしながら、上記第 3 のとおり本件情報は本件要求者の所属校であることと実施機関が述べていることから、本件要求者個人に係る情報であると認め、以下検討することとする。

(3) 本件要求者について

ア 本件要求者は本市の中学校に所属する非常勤教諭であるが、非常勤教諭の所属や氏名については一般的に公開されておらず、本件情報を公開したとしても、通常、一般人が知り得る情報と照合することにより本件要求者を識別できることが相当程度の確実性をもっていえるほどの情報とは認められない。

イ しかしながら、上記(1)のとおり、条例は、個人識別性がない状態でも個人の権利利益を害するおそれがある場合は個人情報として非公開とすることとしているため、本件情報を公にすることにより、なお本件要求者の権利利益を害するおそれがある情報か否かについて検討する。

ウ 本件情報を公開した場合、本件要求者が本市に設置されている 112校のうち特定の中学校の非常勤教諭であることが明らかになり、非常勤教諭が各学校に数人しか配置されていないことからすると、当該中学校の教職員や保護者等（以下「関係者」という。）により本件要求者が探索されるおそれがある。

こうした探索の結果、本件要求者のみならず当該中学校に所属する他の非常勤教諭に対しても、賃金の支払いを求めて労働基準監督署に申告をしたことや勤務条件に不服があり措置要求を行ったことなどの疑いがもたれることは想定しうるものであり、その結果、誹謗中傷を受けることや、他の教職員や生徒等との信頼関係を脅かすなど、正当な権利利益を害するおそれがあることは否定できない。

条例が、公開を原則とする行政文書公開制度下においても、個人のプライバシーに関する情報については、最大限に配慮しなければならないと定めていることに鑑みれば、本件においては、措置要求を行うという正当な権利を行使したことによって、本件要求者等が所属校において不当な取扱いを受けることがないように配慮し、これを保護すべきと当審査会は判断する。

エ とりわけ、本件行政文書において氏名が公開されている代表者Aの場合、本件情報は関係者にとって代表者Aの所属校を特定するに足る情報と認められるのであり、他の要求者以上にプライバシーを侵害されるおそれが高いといえる。

オ したがって、本件情報は個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(4) なお、本件要求者が措置要求を行うことは、非常勤教諭が担任する職務の遂行に係る情報ではないことは明らかである。

(5) 以上のことから、本件情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については上記5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 4月16日	諮問書の受理
5月13日	弁明書の写しの受理
7月 1日	反論意見書の受理
令和 6年10月23日 (第77回第1小委員会)	調査審議
11月15日 (第78回第1小委員会)	調査審議
12月20日 (第79回第1小委員会)	調査審議

令和 7年 1月17日 (第80回第 1小委員会)	調査審議
2月21日 (第81回第 1小委員会)	調査審議
3月 5日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年12月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 7年 1月10日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、類似事案を整理した上で、3つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

- 2 令和 7年 1月 6日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書の提出があった。

- 3 同月17日、審査会は、上記 2の意見書を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書及び資料の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 米澤孝充、委員 渡部美由紀